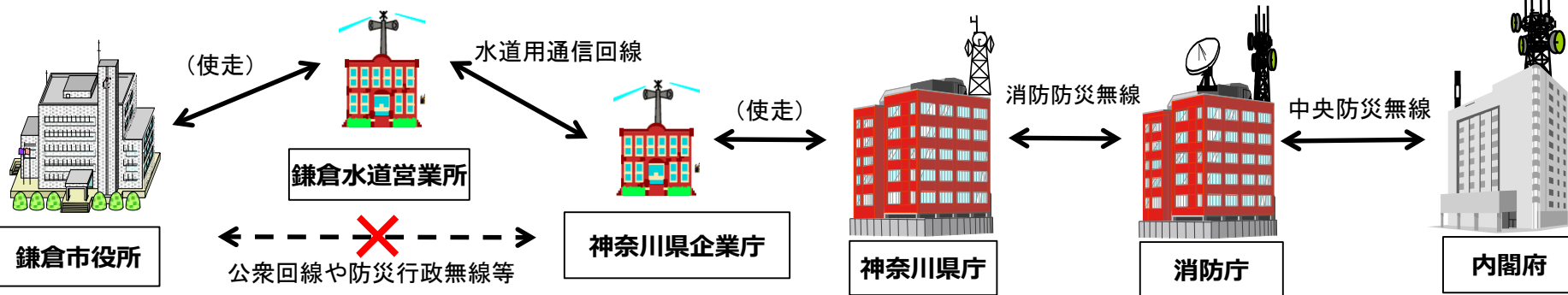


(1) 非常時の通信ルートを利用した非常通信訓練(9月7日、神奈川県)

神奈川県内で、公衆回線、県防災行政無線の途絶を想定し、非常時の通信ルートを利用した非常通信訓練を実施。

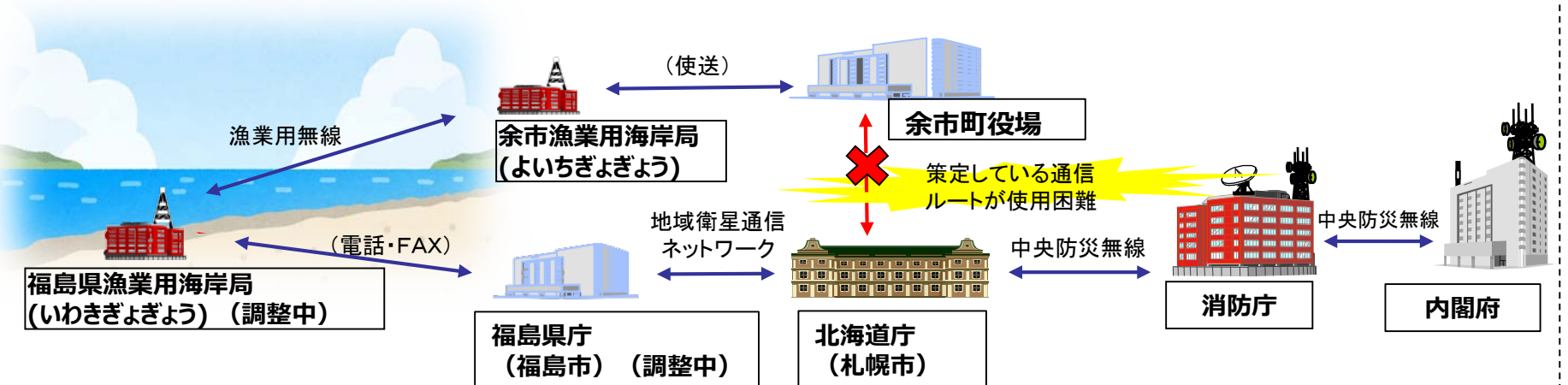
＜訓練参加機関＞ 神奈川県、鎌倉市、逗子市、座間市、内閣府、消防庁、神奈川県企業庁



(2) 漁業無線システムを活用した非常通信訓練(9月下旬～10月上旬予定、北海道等)

広域通信が可能な漁業無線システムの特性を活用した非常通信訓練を実施し、当該システムを活用した非常ルートの実効性を検証。

＜訓練参加機関＞ 北海道、福島県、余市町、余市郡漁協、福島県漁協(一部、調整中)、内閣府、消防庁



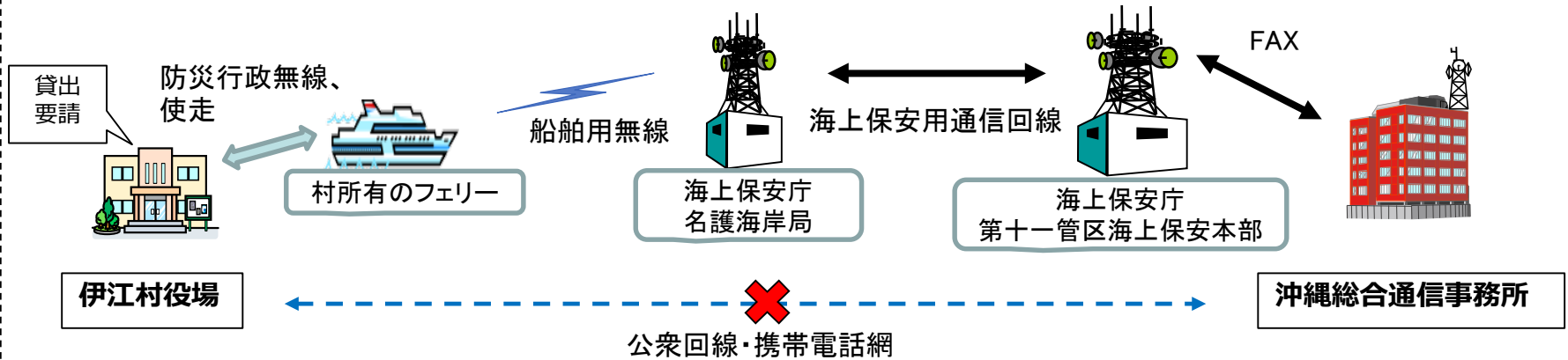
※東北地方が被災した場合を想定した訓練も併せて実施する予定。

災害対策用移動通信機器の貸出訓練の例

(3) 災害対策用移動通信機器の貸出訓練(平成29年8月31日、沖縄県)

被災想定市町村(伊江村)での、公衆回線、携帯電話網の途絶を前提に、災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話)の貸出訓練を実施。伊江港停泊フェリーの船舶用無線から海上保安庁海岸局への非常通信により通信機器の貸出を要請。貸出後は、当該通信機器を県の総合防災訓練で使用。

〈訓練参加機関〉 伊江村、海上保安庁第十一管区海上保安本部、総務省沖縄総合通信事務所



〈参考〉災害対策用移動通信機器の貸出しについて

- ◆ 総務省では、非常災害時における重要通信の確保を目的として、移動通信機器(簡易無線機900台、MCA無線機280台及び衛星携帯電話300台)を全国11箇所に備蓄し、地方公共団体(災害対策本部等)に貸出しを行う体制を整備。
- ◆ これにより、被災地において、初動期の被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行までの一連の活動に必要な不可欠な通信確保を補完。

(4) アマチュア無線による情報伝達訓練(平成29年9月3日、京都府)

公衆回線、携帯電話網の途絶を前提に、アマチュア無線を利用し被害情報等の情報伝達訓練を実施。

<訓練参加機関>

(一社)日本アマチュア無線連盟京都府支部

<訓練方法>

- ・ 予め詳細な通信経路の設定は行わず、実際に参加されたボランティア会員の中で通信経路を構築する訓練を実施。場合によっては不通もあるが、訓練の成果とし、今後の取組に活かすもの。
- ・ ボランティア会員は、居住地の市町村役場前の駐車場等又は自宅から発信する。
- ・ 見通しの良い場所に移動中継局を開局し、情報集約する(一社)日本アマチュア無線連盟京都府支部の移動する社団局を京都府庁内に開局。

(5) 防災相互通信用無線局による通信訓練(平成29年9月2日、沖縄県)

防災相互通信用無線局の認識や習熟の向上を図ることを目的に、防災関係機関の多くが参加する総合防災訓練の一環として、異なる防災機関相互の通信訓練を実施。

<訓練参加機関>

沖縄県、沖縄県警察本部、金武地区消防衛生組合、
内閣府沖縄総合事務局、陸上自衛隊第十五旅団、航空自衛隊南西航空方面隊、
海上自衛隊沖縄基地隊、海上保安庁第十一管区海上保安本部

<訓練方法>

- ・ 総合防災訓練での実働訓練を前提とした通信内容で実施。
- ・ 災害現場での実践的な訓練とするため、参加無線局名はブラインドで実施。